令和８年（フ）第２９８３号
大阪市大正区泉尾２丁目４番５―504号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番３―835号
破産者　濱田　広文
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３２号
大阪市住吉区苅田４丁目12番13号　パートリア　ネモフィラ　305号
破産者　川瀬麻由香（旧姓上谷）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１５号
大阪府寝屋川市高柳１丁目10番８号
破産者　村冨とみ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１９８号
大阪府富田林市東板持町２丁目27―22、開始決定時の住所大阪府南河内郡太子町大字太子37番地の10
破産者　城　　聖一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４号
堺市中区深阪２丁14番２―201号
破産者　谷村　光輝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁77番地
破産者　岩井　　智
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
大阪府藤井寺市東藤井寺町５番11号
破産者　折田　眞弓
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６７号
大阪府富田林市向陽台二丁目６番12―305号
破産者　国本春一こと　ＬＥＥ　ＣＨＯＯＮ　ＩＬ　李　　春一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
兵庫県宝塚市高司３丁目５番13号　高司グリーンハイツ301
破産者　臼井　　白
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
三重県四日市市日永東三丁目14番46号　サンガーデン南四日市Ｂ―103
破産者　伊藤栄依子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
奈良県天理市櫟本町1285番地　天理県営住宅Ｃ01棟801号
破産者　月川　康代
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９２号
徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本４番地17、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓183番地１
破産者　堤　　敦子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０７号
北九州市小倉南区上石田３丁目９番18号
破産者　下西　直美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５３２号
北九州市若松区青葉台西４丁目13番21号
破産者　百本　梨恵
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７９号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目14番25号
破産者　檀上かよ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１１８号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町615番地１　Ｅ．ポプラール503
破産者　河野みどり
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
長崎県雲仙市愛野町乙5694番地１　セレーノ橘Ｂ203号
破産者　林田由樹恵
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
熊本市西区島崎７丁目14番３―103号　市営荒尾団地３棟
破産者　平田　礼奈
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係